

◎新潟県告示第864号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成28年8月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	佐々木上野942番2ほか7筆 1.1ha
聖籠町	6者	諏訪山川端207番1ほか61筆 5.4ha
見附市	1者	太田町中尾1431番1ほか2筆 0.3ha
魚沼市	12者	田川岡田545番3ほか92筆 10.0ha
十日町市	3者	中条沓切り丙2469番2ほか8筆 2.4ha
妙高市	1者	坂口新田谷内226番1ほか12筆 0.7ha
糸魚川市	6者	田中中条前3187番ほか52筆 6.2ha
佐渡市	8者	窪田1192番1ほか27筆 6.3ha
合計	38者	269筆 32.4ha

2 申請年月日

平成28年7月29日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。